

令和7年度春季キャンプ誘客シャトルバス運行及び安全誘導対策業務委託に係る質問回答書

令和7年9月11日

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
1			<p>本事業における「外注費」の定義を教えてください。</p> <p>例えば、バス運行は県内バス会社、チラシ作成は制作会社、安全誘導対策の人員は県内派遣会社への委託を検討しております。その場合、上記は外注となり、一般管理費の対象外となりますでしょうか？</p>	<p>外注費とは事業を行うために必要な経費の中で、受託者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費をいいます。</p> <p>例のように、受託者が他の業者へ発注する場合には外注となり一般管理費の算定対象外となります。</p>